

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行う。ただし、安全面を考慮し、本特別規定規程を加えて行うものとする。

[禁止事項と罰則]

1. 指導（軽微な違反）

- ① 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部を握ること。

ただし、技を施すため、瞬時的（1, 2秒程度）に後ろ襟、背部を握ることを認める。

~~(注) 中学生は、試合者の技量と身体能力に応じて、後ろ襟を握ることを認める。~~

(注) 中学生については、後ろ襟を握ることを認めるかどうかは主催者が判断し、決定する。

- ② 両膝を最初から同時に畳に着いて背負投等を施すこと。

(注) 小学生以下は、技を施すため、片膝を着くことも反則とする。

- ③ 関節技及び絞技を用いること。

- ④ 無理な巻き込み技を施すこと。

- ⑤ 相手の頸を抱えて大外刈、払腰、腰車などを施すこと。

- ⑥ 小学生以下が、裏投を施すこと。

- ⑦ 通称「逆背負投」に類する技を施すこと。

- ⑧ 両袖を持って投げ技を施すこと。

- ⑨ 相手の上衣の袖の中、又は下穿きの裾の中に指を入れて握ること。

- ⑩ 立ち姿勢で標準的ではない組み方（片襟持ち〔通称：クロスグリップ〕、帯、または帯から下の部位〔内股上部：両脚の付け根の水平ラインまで〕を握ること）で、直ちに技を施さないこと。標準的ではない組み方を繰り返した場合は、攻撃をしても反則とする。

2. 反則負け（重大な違反）

- ① 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること、または頸部を絞めること。

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日から実施する。

この申し合わせは、平成23年6月14日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成27年3月31日から改正し、平成27年6月1日から施行する。

この申し合わせは、平成27年11月30日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成30年3月1日から改正し、平成30年4月1日から施行する。

この特別規定は、令和3年3月15日から特別規程と改正し、施行する。

この特別規程は、2022年1月24日から改正し、2022年4月1日から施行する。

この特別規程は、2023年12月8日から改正し、2024年4月1日から施行する。

この特別規程は、2025年3月13日から改正し、2025年4月1日から施行する。

この規程は、2026年3月16日から名称を「少年大会試合審判規程」に改正し、2026年4月1日から施行する。

(附則)

1. 指導 (軽微な違反)

① 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」 関係

(ア) 「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側 (うなじあたり) の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。

(イ) 「背部を握る」とは、肩の中心線に手首がかかるような状態を目安とする。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等(内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等) をかけることは、〔瞬時的 (1, 2 秒程度) 〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。

② 「両膝を最初から同時に畳に着いて背負投等を施すこと」 関係

両膝を最初から畳に着くとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

③ 「関節技及び絞技を用いること」 関係

(ア) 寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

(イ) 故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は「待て」とし、反則としない。

④ 「無理な巻き込み技を施すこと」 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

⑤ 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰、腰車などを施すこと」 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰、腰車など」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

⑥ 「通称『逆背負投』に類する技を施すこと」 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

⑦ 「両袖を持って投げ技を施すこと」 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

以上